

令和6年度愛媛県職員一般定期健康診断・採用時健康診断・肺がん検診
及びストレスチェック業務仕様書（案）

愛媛県職員一般定期健康診断・採用時健康診断・肺がん検診及びストレスチェック業務の実施に
関し、委託契約書に定めるもののほか、この仕様書により実施するものとする。

第1 対象者

1 一般定期健康診断

- (1) 愛媛県職員安全衛生管理規程等に定める職員
- (2) 愛媛県教職員安全衛生管理規程等に定める職員（県立学校に常時勤務する教職員を除く。）

2 採用時健康診断

下記（1）及び（2）のうち、令和6年度に新規採用となった職員

- (1) 愛媛県職員安全衛生管理規程等に定める職員
- (2) 愛媛県教職員安全衛生管理規程等に定める職員
（県立学校に常時勤務する教職員を除く。本県公立学校に配属された職員（一般事務に限る。）
は含む。）

3 肺がん検診

- (1) 愛媛県職員安全衛生管理規程等に定める職員
- (2) 愛媛県教職員安全衛生管理規程等に定める職員（県立学校に常時勤務する教職員を除く。）

※令和6年度採用時健康診断を受診した職員は一般定期健康診断は対象外とする。

※庁舎内の団体職員及び本健診の対象としない会計年度任用職員等で、一般定期健康診断及び肺がん検診の実施を希望する者については、各実施要領に準じて実施できることとしている。（受診経費は、各団体等が負担）

4 ストレスチェック

- (1) 愛媛県職員安全衛生管理規程等に定める職員のうち、会計年度任用職員及び非常勤職員
- (2) 愛媛県教職員安全衛生管理規程等に定める職員のうち、会計年度任用職員及び非常勤職員、任期付短時間勤務職員（県立学校に常時勤務する教職員を除く。）

※庁舎内の団体職員及び本健診の対象としない会計年度任用職員等のストレスチェックについては、法令により、事業所ごとに実施体制等の確保及び協議が必要であるため、愛媛県の実施要領に準じて実施することは不可とする。

第2 検査内容及び予定人数

1 一般定期健康診断

(1) 一次検診

検査の種類	検査の詳細	備考（検査方法等）	予定人数	
一般検査	視力検査	ランドルト環によること	5,800	
	聴力検査	オーディオメーターによること (1000Hz 及び 4000Hz)		
	尿検査	糖定性検査、蛋白定性検査、 ウロビリノーゲン定性検査 及び潜血検査		健診機関への持ち帰り検査 (事前に尿検査キットを配布)
	血圧測定			2回測定すること
	診察	医師による問診・指導等		
	問診	既往歴、業務歴、自覚症状		
	体重測定			BMIを算出すること
	身長測定			

血液検査等	腹囲検査			5,800
	貧血検査	RBC (赤血球数)	自動血球算定装置によること	
		Hb (血色素量)		
		Ht (赤血球容積比)		
	肝機能検査	GOT・GPT	紫外吸光光度法によること	
		γ-GTP	可視吸光光度法によること	
	血中脂質検査	T-Chol	可視吸光光度法によること	
		HDL-C・LDL-C・TG		
尿酸検査	UA			
腎機能検査	CRE	eGFRを算出すること		
血糖検査	GL	紫外吸光光度法によること		
	HbA1c (NGSP値)	ラテックス凝集比濁法(免疫学的方法)によること		

胸部エックス線検査 (一般CR撮影)	コンピューターエックス線写真により実施	40歳以上は、肺がんCR撮影とする	2,910
心電図検査	12誘導		5,800

※ 令和6年4月1日現在とする。

(2) 二次検診

ア 1回目

一次検診の結果、医師が必要と認めた者について、次の検査項目のうちから、必要と認める検査項目を実施する。

検査の種類	検査の詳細	予定人数
胸部二次検査	CT撮影	5
喀痰検査	顕微鏡検査及び細菌培養確認検査(同定検査)	5
眼底検査		2,590

イ 2回目

二次検診1回目の結果、医師が必要と認めた者について、1回目の検査項目(眼底検査を除く。)のうちから、更に必要と認める検査項目を実施する。

2 採用時健康診断 ※受診予定人数は「1 一般定期健康診断」の予定人数に計上している。

(1) 一次検診

	検査の種類	検査の詳細	備考(検査方法等)
一般検査	視力検査		ランドルト環によること
	聴力検査		オーディオメーターによること(1000Hz及び4000Hz)
	尿検査	糖定性検査、蛋白定性検査、ウロビリノーゲン定性検査及び潜血検査	健診機関への持ち帰り検査(事前に尿検査キットを配布)
	血圧測定		2回測定すること
	診察	医師による問診・指導等	
	問診	既往歴、業務歴、自覚症状	
	体重測定		BMIを算出すること
	身長測定		
血	腹囲検査		
	貧血検査	RBC(赤血球数)	自動血球算定装置によること
Hb(血色素量)			

液 検 査 等		H t (赤血球容積比)	
	肝機能検査	G O T ・ G P T	紫外吸光光度法によること
		γ - G T P	可視吸光光度法によること
	血中脂質 検査	T - C h o	可視吸光光度法によること
		H D L - C ・ L D L - C ・ T G	
	尿酸検査	U A	
	腎機能検査	C R E	eGFR を算出すること
血糖検査	G L	紫外吸光光度法によること	
	H b A 1 c (N G S P 値)	ラテックス凝集比濁法(免疫学的方法)によること	

※ 年齢は令和6年4月1日現在とする。

(2) 二次検診

胸部エックス線検査 (一般 CR 撮影)	コンピューターエックス線写真 により実施	40 歳以上は、肺がん CR 撮影とする
心電図検査	12 誘導	

ア 1 回目

一次検診の結果、医師が必要と認めた者について、次の検査項目のうちから、必要と認める検査項目を実施する。

検査の種類	検査の詳細
胸部二次検査	CT 撮影
喀 痰 検 査	顕微鏡検査及び細菌培養確認検査 (同定検査)
眼 底 検 査	

イ 2 回目

二次検診 1 回目の結果、医師が必要と認めた者について、1 回目の検査項目 (眼底検査を除く。)のうちから、更に必要と認める検査項目を実施する。

3 肺がん検診

検査の種類	検査の詳細	備考 (検査方法等)	予定人数
胸部エックス線 検査 (肺がん CR 撮影)	問診し、喫煙 歴、職歴及び 血痰の有無 を必ず聴取 し、かつ、過 去の検診の 受診状況等 を聴取する。 その後、コン ピューター エックス線 写真により 実施。	一般定期健康診断、採用時健康診断の胸部エックス 線検査 (一般 CR 撮影) を兼ねる。 ○読影について 胸部エックス線写真は、2 名以上の医師によって 読影し、それぞれの読影結果に基づき比較読影する ものとし、その方法は次のとおりとする。 1 二重読影 2 名以上の医師が同時に又はそれぞれ独立し て読影するものとするが、このうち 1 名は十分経 験を有すること。 2 比較読影 二重読影の結果、「肺癌集団検診の手びき」(日 本肺癌学会集団検診委員会編)の「肺癌検診にお ける胸部 X 線写真の判定基準と指導区分」の「d」 及び「e」に該当するものについては比較読影を 行うものとする。 比較読影は、過去に撮影した胸部エックス線写 真と比較しながら読影するものであり、次のいず	2,810

		<p>れかの方法により行うものとする。</p> <p>(1) 読影委員会等を設置して比較読影を行う方法</p> <p>(2) 二重読影を行った医師がそれぞれ比較読影を行う方法</p> <p>(3) 二重読影を行った医師のうち指導的立場の医師が比較読影を行う方法</p> <p>3 読影結果の判定は、「肺癌集団検診の手びき」(日本肺癌学会集団検診委員会編)の「肺癌検診における胸部X線写真の判定基準と指導区分」によって行うものとする。</p>	
--	--	--	--

4 ストレスチェック

検査の種類	検査の詳細	備考(検査方法等)	予定人数
ストレスチェック	職業性ストレス簡易調査票(57項目版)により実施。	<p>○委託業務の範囲は、調査票の作成・配布・回収・集計・結果通知までとする。</p> <p>○使用する調査票及びその媒体について</p> <p>1 職業性ストレス簡易調査票(57項目版)の紙媒体とする。</p> <p>2 項目は、労働安全衛生規則第52条の9第1項第1号から第3号までに規定する以下の3つの領域に関する項目を必ず含むこと。</p> <p>(1) 職場における当該職員の心理的な負担の原因に関する項目(仕事のストレス要因)</p> <p>(2) 心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目(心身のストレス反応)</p> <p>(3) 職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目(周囲のサポート)</p> <p>○ストレス程度の評価方法及び高ストレス者選定基準について</p> <p>1 労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル(平成28年4月改定)に示されている<評価基準の例(その1)>合計点数を用いた方法で評価すること。</p> <p>2 ストレスチェックの結果、下記(1)(2)のいずれかに該当する職員を高ストレス者として選定すること。</p> <p>(1) 「心身のストレス反応」に関する項目の評価点の合計が77点以上</p> <p>(2) 「心身のストレス反応」に関する項目の評価点の合計が63点以上であり、かつ「仕事のストレス要因」及び「周囲のサポート」に関する項目の評価点の合計が76点以上</p> <p>○面接指導対象者の選定について</p> <p>1 高ストレス者の選定基準に該当する者及び実施者が面接指導を必要と認めた者</p> <p>2 必ず、ストレスチェック結果一覧(別紙6)にて実施者の確認を経てから結果通知を行うこと。</p>	1,380

※ 検査予定人数については、あくまでも予定であり、変動することから、予定人数の変更に伴う異議は、申し立てないものとする。

1 健診期日及び場所

別紙「令和6年度愛媛県職員一般定期健康診断・採用時健康診断・肺がん検診及びストレスチェック日程表」のとおり

※やむを得ない理由で健診を受けられなかった者については、全機関での健診日程の終了後、健診の機会を設ける。(対象者名簿の提出及び日程調整は職員厚生課が行う。)

※年度途中で採用された者については、直近の健康診断の機会や個別に日程調整し、受診機会を設けることとする。

2 健診期限

(1) 一般定期健康診断及び肺がん検診

①一次検診、二次検診(1回目)及び肺がん検診 令和6年12月31日

②二次検診(2回目) 令和7年3月31日

(2) 採用時健康診断及び肺がん検診

①一次検診、二次検診(1回目)及び肺がん検診 令和6年12月31日

②二次検診(2回目) 令和7年3月31日

(3) ストレスチェック

調査票回収期限 令和6年9月13日

第4 健診準備～健診結果の作成等

1 一般定期健康診断、採用時健康診断及び肺がん検診

(1) 事前打合わせを各実施場所(15か所)の担当者と行い、健診の円滑な実施に努めるとともに、会場設営・片付け等は受託健診機関が責任をもって行うこと。

(2) 健診開始初日14日前までに、全対象者の受診票等の事前配布資材に必要な事項を印字し、指定した所属別に封入し、職員厚生課又は教職員厚生室(以下「各職員厚生課(室)」)へ納入すること。
(健診開始初日の30日前に対象者データ等を各職員厚生課(室)より提供する。)

(3) 健診終了後、14日以内に定期健康診断総合判定依頼書(別紙1)を作成し、所属別・産業医区分別に封入し、各職員厚生課(室)に提出すること。

(4) 各職員厚生課(室)において、産業医による総合判定実施後は、速やかに定期健康診断総合判定依頼書(別紙1)を回収し、定期健康診断結果連名簿(別紙2)及び定期健康診断結果通知書(別紙3)を14日以内に作成し、所属別に封入し、各職員厚生課(室)へ提出すること。なお、総合判定は項目ごとに行い、少なくとも7つ以上の所見判定を印字できること。

(5) 胸部エックス線検査については、精密検査が必要となった者に対し、ただちに胸部検診精密検査依頼書及び結果報告書(別紙4)を作成し、各職員厚生課(室)へ提出すること。

(6) 健診結果については、県の指定する形式(別紙5)の電子ファイルにより電算処理を行い作成し、各職員厚生課(室)に提出すること。

※ 別紙1～4については、その都度、各職員厚生課(室)で直接受け渡しをすること。

※ 別紙1～4については、記載内容を満たしていれば、様式は自由とする。

2 ストレスチェック

(1) 委託健診機関は、ストレスチェック実施時の連絡調整を図るための担当者として、ストレスチェック責任者、ストレスチェック副責任者を各1名置くこと。また、契約締結後速やかに書面により上記責任者の氏名を報告すること。

(2) 調査票については、職業性ストレス簡易調査票(57項目版)を基本として、各職員厚生課(室)と協議の上、委託健診機関が作成すること。

(3) 健診開始初日14日前までに、必要事項を印字した調査票を提出用封筒に入れ、指定した所属別に封入(封筒サイズは角2)して、各職員厚生課(室)へ納入すること。(ストレスチェック対象者データは、別途送付することとする。)

(4) 調査票の回収については、一般定期健康診断の各会場において、委託健診機関の職員が対面で回収すること。

(5) 検査終了後、14日以内に実施者が定める高ストレス者選定基準により、ストレスチェック結果一覧(別紙6)を作成し、実施者(各職員厚生課(室)保健師)に書面及び電子データで提出す

ること。

(6) 実施者による面接指導対象者の確認及び選定後は、速やかにストレスチェック結果一覧（別紙6）を回収し、個別封入したストレスチェック結果通知書（別紙7）及び所属ごとのストレスチェック受検者連名簿（別紙8）を14日以内に2部作成し、所属別に封入した上で、各職員厚生課（室）へ提出すること。

(7) ストレスチェック結果通知書（別紙7）については、以下の①～④を必ず印字もしくは封入すること。また、実施者が面接指導を受ける必要があると判断した職員に対しては、⑤～⑥についても印字もしくは封入すること。なお、これら①～⑤については、各職員厚生課（室）と協議の上、委託健診機関が作成し印字もしくは封入することとする。⑥については各職員厚生課（室）が作成し、委託健診機関が該当者に封入することとする。その際、結果通知の内容が他者から類推されないよう十分配慮することとする。

①個人結果シート

個人のストレスプロフィール（個人ごとのストレスの特徴や傾向を数値、図表等で分かりやすく示したもの。次の3つの項目ごとの点数を含むことが必要。）

- ・心理的な負担の原因に関する項目
- ・心身の自覚症状に関する項目
- ・他の労働者による当該労働者への支援に関する項目

※結果の見方の説明及び利用上の注意点（高ストレスであること自体が必ずしも心身の健康障害を意味しているわけではないこと。調査前1か月間の状況を示したものであり、それ以前の状態については把握できないこと。等）について記載すること。

②ストレスの程度

高ストレスに該当するかどうかを示した評価結果。

③面接指導の対象者か否かの判定結果

④セルフケアのためのアドバイス

セルフケアの基本（食事・睡眠・運動・ストレス解消法等）について紹介していること。

⑤事業者への面接指導の申出方法・申出窓口及び申出を勧奨する文言

⑥愛媛県職員が利用できる各種相談窓口に関する情報

※ストレスチェックは愛媛県と愛媛県教育委員会との共同実施であるが、結果通知時の封入物や印字内容については、各職員厚生課（室）と委託健診機関が協議の上、対応することとする。

(8) 個人の検査結果については、県の指定する形式（別紙9）の電子ファイルにより電算処理を行い作成し、各職員厚生課（室）に提出すること。

※別紙6～9については、その都度、各職員厚生課（室）で直接受け渡しをすること。

第5 健診結果の正確性を確保できるようにするための精度管理

1 内部精度管理

検体の採取・輸送・保存、測定、検査結果の管理、安全、管理者の配置等について常に管理し、検査値の精度を保証できる資料として提示できること。

2 外部精度管理

現在実施されている外部精度管理事業（日本医師会、日本臨床衛生検査技師会、全国労働衛生団体連合会など）を少なくとも一つは定期的に受け、一般定期健康診断に係る検査値の精度評価が全て基準を満たしていること。またその結果を資料として事前に提出すること。

第6 個人情報の取扱い

一般財団法人日本情報経済社会推進協会の認定個人情報保護団体であること。もしくはプライバシーマークと同等以上の認証を有していること。

第7 委託業務遂行上の義務

医療法、医師法等の医療関係諸法令を遵守すること。

第8 事前提出書類

次の書類を入札の7日前までに提出すること。

- (1) 誓約書
- (2) 診療所の開設許可書の写し
- (3) 外部審査による精度管理情報に関する結果報告書の写し
- (4) 個人情報取扱いに関する認証を受けていることを証明する書類の写し
- (5) 入札（契約）保証金免除申請書及び添付資料（免除を申請する場合のみ必要）

第9 その他注意事項

- 1 本健診及び検査は、愛媛県と愛媛県教育委員会の共同実施としているため、愛媛県教職員安全衛生管理規程に規定する職員（県立学校に常時勤務する教職員を除く。本県公立学校に配属された職員（一般事務に限る。）は含む。）も同様に実施するが、契約については、愛媛県と健診機関において一括締結とする。
- 2 一般定期健康診断の結果については、地方職員共済組合（以下、共済組合）が実施する特定健康診査及びデータヘルス計画に基づく保健事業等に利用するため、メタボリックシンドロームの診断、特定保健指導の階層化の判定及び全組合員（40歳未満の組合員については、不同意を申し出た者以外）の共済組合への電子データによる記録の提供などを実施する。
- 3 各検診車は、自家発電での対応が可能な車両とすること。
- 4 日程表に付記する胸部CR台数および必要人員数を必ず確保し、円滑に健診を実施すること。
- 5 クーポン券を使った風しん抗体検査を実施できること。